

# Weekly Report

第 4 1 6 号  
平成 29 年 7 月 10 日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 災害に関する税制上の取り扱い

福岡・大分県を中心とした記録的豪雨により、被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

今般の災害により被害を受けた中小企業対策として、日本公庫等による災害復旧貸付や信用保証協会によるセフティネット保証、小規模企業共済制度の加入者に対する災害時貸付などが実施されます。

### ◆会社の資産が損が尾を受けた場合など

災害により商品や店舗などが滅失・損壊した場合の損失額や、損壊した資産の取壊し、土砂などを除去するための費用は損金になります。また、損傷を受けた店舗や機械などの固定資産について、原状回復のために補修などを行った場合や、被災前の状態を維持するための補強工事などに支出した費用も修繕費として損金になります。

なお、災害を受けた取引先に対して、災害見舞金の支出や、事業用資産の供与などを行った場合の費用は、交際費等にはならず損金になります。

## ◆災害に対応する税制上の措置が常設化

29年度税制改正において、災害に対応する税制上の措置が常設化され、法人税関係では「災害損失の繰戻しによる法人税額の還付」など震災特例法で手当されていた措置の一部が常設化されました。

災害損失の繰戻し還付は、災害のあった日から1年を経過する日までの間に終了する各事業年度（又は災害のあった日から6月を経過する日までの間に終了する中間期間）において生じた災害損失欠損金額がある場合に、災害欠損事業年度開始の日前2年（青色申告書でない場合は前1年）以内に開始した事業年度の法人税額のうち、災害損失欠損金額に対応する一定額を還付請求できるというものです。

## 28年度ふるさと納税は2844億円に

総務省が公表した「ふるさと納税に関する現況調査」によると、28年度に行われたふるさと納税（全国地方団体合計）は、受入件数が1271万件（前年度比1.8倍）、受入額が2844億円（同1.7倍）と、増加しました。

このうち、確定申告を行わなくても寄付金控除が受けられるワンストップ特例制度（確定申告をしない給与所得者等が行う5団体以内のふるさと納税が対象）を利用したのは、257万件・501億円となっています。

なお、地方団体別で受入額が最も多かったのは宮崎県都城市の73億円で、次いで長野県伊那市の72億円、静岡県焼津市の51億円と続きます。

## 新体制での税務調査が始まります

本日7月10日に、国税職員の定期人事異動が発令され、平成29事務年度が始まります。

新体制のもとで税務調査が始まりますので、何時来られても対応できるよう帳簿や領収書・契約書など証拠書類を整理しておきましょう。

税務調査は原則として、電話により事前通知（顧問税理士にも通知されます）がありますので、日時や対象税目・担当部門・調査官名などを聞きます。なお、日時等の都合が悪い場合には、正当な理由があれば変更することも可能です。